

外国語学部履修規程（抜粋）

第 8 章 資格取得

第 1 節 教職課程

（免許状の種類）

第 151 条 取得できる免許状の種類および教科は、表 18 に定める。

表 18 取得できる免許状の種類および教科

学 科	免許状の種類	免許教科
英 米 語 学 科	高等学校教諭一種免許状	英 語
	中学校教諭一種免許状	
スペイン語学科	高等学校教諭一種免許状	スペイン語
	中学校教諭一種免許状	
	高等学校教諭一種免許状	英 語
	中学校教諭一種免許状	

（基礎資格および最低修得単位数）

第 152 条 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数は、表 19 に定める。

表 19 免許を取得するための基礎資格および最低修得単位数

基礎資格	学士の学位を有すること			
免許取得にかかる最低修得単位数				
	免許法で定める単位数		本学部で定める単位数	
免許状の種類 免許法で規定する科目	高等学校教諭 一種	中学校教諭 一種	高等学校教諭 中学校教諭 一種（英語）	高等学校教諭 中学校教諭 一種(スペイン語)
教職に関する科目	23	31	31	35
教科に関する科目	20	20	28	28
教科又は教職に関する科目	16	8	4	4
免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作			

- 2 本学部で定める単位数欄のうち、「教職に関する科目」「教科に関する科目」の免許法で定める単位数を超えた単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位数に充当する。ただし、「道徳教育の理論と実践」の単位は、中学校一種にのみ適用する。

（免許取得義務）

第 153 条 免許状取得希望者は、原則として、中学校一種および高等学校一種の 2 種類を取得しなければならない。

(履修方法)

第 154 条 教職に関する科目の履修方法は、表 20 および次の各号に定める。

表 20 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目		本学部開講科目	単位数		配当年次
			必修	選択	
第 2 欄	教職の意義等に関する科目	教 職 概 論	2		1
第 3 欄	教育の基礎理論に関する科目	教 育 基 礎 論	2		1
		教 育 心 理 学	2		1
		教 育 制 度 概 論	2		2
第 4 欄	教育課程及び指導法に関する科目	英 語 科 教 育 法 I	4		2
		英 語 科 教 育 法 II		4	2
		ス ペ イ ン 語 科 教 育 法 I	4		3
		ス ペ イ ン 語 科 教 育 法 II		4	3
		道 徳 教 育 の 理 論 と 実 践	2		1
		特 別 活 動 の 理 論 と 実 践	2		3
		教 育 方 法 の 理 論 と 実 践	4		3
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生 徒 指 導 論	2		3
		教 育 相 談	2		2
第 5 欄	教 育 実 習	教 育 実 習 I	5		4
		教 育 実 習 II		3	4
第 6 欄	教 職 実 践 演 習	教職実践演習(中・高)	2		4
合 計			英 31 ス 35	英 4 ス 4	

- (1) 「教職に関する科目」は、配当年次にしたがって必修科目をすべて修得しなければならない。
 - (2) 「教職に関する科目」は、卒業の要件とする単位に算入しない。ただし、第 4 欄の「英語科教育法 I」「英語科教育法 II」「スペイン語科教育法 I」「スペイン語科教育法 II」は、卒業要件単位に算入できる。
 - (3) 第 3 欄の「教育基礎論」には、「教育課程の意義及び編成の方法」を含む。
 - (4) 「スペイン語科教育法 I および II」は、スペイン語学科生を対象とした科目である。
 - (5) 第 5 欄の「教育実習 I および II」には、本学が実施するガイダンス等の事前事後指導 1 単位を含む。また、「教育実習 II」は科目等履修生などを対象とした科目である。
 - (6) 第 6 欄の「教職実践演習(中・高)」は、教育実習履修者を対象とし、原則として 4 年次秋学期に開講する。
- 2 英米語学科における教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の履修方法は、表 21 および次の各号に定める。

表 21 英米語学科 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

	免許法施行規則に定める科目	本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科に関する科目	英語学	28	英語学概論	4		◎	1	
			言語学研究 A	4		○	1	
			言語学研究 B	4		○	1	
			言語学研究 C	4		○	1	
			言語分析	4		○	1	
	英米文学		英語文学概論	4		◎	1	
			イギリス文学史	4		○	2	
			アメリカ文学史	4		○	2	
			英語文学作品研究	4		○	2	
	英語コミュニケーション		Topics in Social Sciences II	2	○		2	
			Topics in Humanities II	2	○		2	
	異文化理解		アメリカ学概論	4		○	1	いずれか1科目 選択必修
			イギリス学概論	4		○	1	
			アメリカ学研究	4		○	2	
イギリス学研究		4		○	2			
教科又は教職に関する科目		4	人権問題論	4		◎	3	
			総合実習 A (インターンシップ)	2		○	1	
			総合実習 B (インターンシップ)	2		○	1	
の6に規定する科目 免許法施行規則第66条	日本国憲法		憲法	4		◎	2	
	体育		スポーツ健康科学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション		Topics in Social Sciences I	2	○		2	
	情報機器の操作		情報機器実習	2		◎	1	卒業単位に含まれない

- (1) 必修、選択の別は卒業要件による。
 - (2) 選択科目中、◎印の「英語学概論」「英語文学概論」「人権問題論」「憲法」「スポーツ健康科学」「情報機器実習」は必ず修得しなければならない。
 - (3) 「アメリカ学概論」「イギリス学概論」は、いずれか1科目以上を修得しなければならない。
 - (4) 「英語学概論」「英語文学概論」「Topics in Social Sciences II」「Topics in Humanities II」「アメリカ学概論」「イギリス学概論」は、一般的包括的な内容を含む。
- 3 スペイン語学科における教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目の履修方法は、表 22 および次の各号に定める。

表 22 スペイン語学科 教科に関する科目、教科又は教職に関する科目、免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

	免許法施行規則に定める科目	本学科で定める最低修得単位数	本学科開講科目	単位数	必修	選択	配当年次	備考
教科に関する科目（スペイン語）	スペイン語学	28	スペイン語学概論	4		◎	2	
			スペイン語リーディングⅠ	2	○		2	
			スペイン語リーディングⅡ	2	○		2	
			スペイン語応用文法Ⅰ	1	○		2	
			スペイン語応用文法Ⅱ	1	○		2	
			スペイン語学研究	4		○	3	
	スペイン文学		スペイン語文学概論	4		◎	2	
			スペイン文学史	4		○	2	
			スペイン文学作品研究	4		○	2	
	スペイン語コミュニケーション		Español ComunicativoⅡ	2	○		1	
			Español ComunicativoⅢ	2	○		2	
			Español ComunicativoⅣ	2	○		2	
			異文化理解	スペイン学概論	4		○	1
	ラテンアメリカ学概論		4		○	1		
スペイン学研究	4		○	2				
ラテンアメリカ学研究	4		○	2				
教科に関する科目（英語）	英語学	28	英語学概論	4		◎	1	
			言語学研究 A	4		○	1	
			言語学研究 B	4		○	1	
			言語学研究 C	4		○	1	
			言語分析	4		○	1	
	英米文学		英語文学概論	4		◎	1	
			イギリス文学史	4		○	2	
			アメリカ文学史	4		○	2	
	英語コミュニケーション		英語文学作品研究	4		○	2	
			英語Ⅲ	2	○		2	
	異文化理解		英語Ⅳ	2	○		2	
			アメリカ学概論	4		○	1	いずれか1科目 選択必修
			イギリス学概論	4		○	1	
			アメリカ学研究	4		○	2	
イギリス学研究		4		○	2			
教科又は教職に関する科目		4	人権問題論	4		◎	3	
			総合実習 A (インターンシップ)	2		○	1	
			総合実習 B (インターンシップ)	2		○	1	
の 6 に規定する科目第 66 条	日本国憲法		憲法	4		◎	2	
	体育		スポーツ健康科学	2		◎	3	
	外国語コミュニケーション		Español Comunicativo I	2	○		1	
	情報機器の操作		情報機器実習	2		◎	1	卒業単位に含まれない

- (1) スペイン語学科生は、原則として「スペイン語」と「英語」の2教科の免許を取得しなければならない。
- (2) 必修、選択の別は、卒業要件による。
- (3) 選択科目中、◎印の「スペイン語学概論」「スペイン語文学概論」「英語学概論」「英語文学概論」「人権問題論」「憲法」「スポーツ健康科学」「情報機器実習」は、必ず修得しなければならない。
- (4) 異文化理解（スペイン）は、「スペイン学概論」「ラテンアメリカ学概論」のいずれか1科目以上を修得しなければならない。
- (5) 異文化理解（英語）は、「アメリカ学概論」「イギリス学概論」のいずれか1科目以上を修得しなければならない。
- (6) 「スペイン語学概論」「スペイン語文学概論」「Español Comunicativo II」「Español Comunicativo III」「Español comunicativo IV」「スペイン学概論」「ラテンアメリカ学概論」「英語学概論」「英語文学概論」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「アメリカ学概論」「イギリス学概論」は、一般的包括的な内容を含む。

（履修継続要件）

第 155 条 教職課程履修者が、次年度継続して課程を履修できる要件は次の各号に定める。

- (1) 1年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 460 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 48 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 500 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 4.5 以上であること。
 - ⑤ 実用英語技能検定 2 級以上を取得していること。
 - ⑥ 国際連合公用語英語検定試験 B 級以上を取得していること。
- (2) 2年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 470 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 52 点以上であること。
 - ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 530 点以上であること。
 - ④ 当該年度受験の IELTS が 5.0 以上であること。

（「教育実習」履修要件）

第 156 条 「教育実習」は、3年次終了時に次の各号の要件をすべて充足し、教職に就く意志が強固である者に履修を認める。

- (1) 「教職に関する科目」のうち、3年次配当までの必修科目をすべて修得していること。
- (2) コア必修科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (3) コース科目（他コース科目を含む）および全学共通教育科目の総平均点が 70 点以上であること。
- (4) 「教職に関する科目」の平均点が 70 点以上であること。
- (5) 3年次終了時に、以下のいずれかの条件を満たしていること。
 - ① 当該年度受験の TOEFL ITP が 480 点以上であること。
 - ② 当該年度受験の TOEFL iBT が 54 点以上であること。

- ③ 当該年度受験の TOEIC 公開テストまたは TOEIC IP テストが 560 点以上であること。
- ④ 当該年度受験の IELTS が 5.5 以上であること。
- (6) 3 年次に実施される教育実習ガイダンスにすべて出席していること。
- 2 前項の要件を充足できない理由が、本学が派遣する海外留学や 3 年次編入学の単位認定等の事情によるもので、教務委員会が特に認めた場合に限り、「教育実習」の履修を許可することがある。
- 3 第 1 項の要件を充足した者であっても、教務委員会が不適格と判断した者は、「教育実習」の履修を認めない。

(介護等体験)

第 157 条 中学校教諭免許を取得するためには、法令により義務付けられている介護等体験を修了しなければならない。

(3 年次編入学生)

第 158 条 3 年次編入学における免許取得にかかる履修方法は、教務委員会が別途指示する。